

(案)

新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の  
指定について(答申)

平成26年10月

大阪市路上喫煙対策委員会

## はじめに

大阪市における路上喫煙対策の取り組みは、平成 19 年 4 月 1 日に『大阪市路上喫煙の防止に関する条例』（以下「条例」という。）を施行し、同年 7 月には御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を禁止地区に指定、同年 10 月からは罰則（過料 1000 円）が適用されている。

また、平成 20 年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」が実施され、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

一方、禁止地区の拡大を求める市民の声が数多く寄せられ、また、全国的にも路上喫煙対策の取り組みが広がり、禁止地区を拡大する都市もあることから、大阪市は、平成 24 年 12 月に大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）に諮問し、平成 25 年 6 月に答申を受けた。

委員会は、平成 26 年 6 月 24 日、大阪市長から『新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について』の諮問を受けた。

今回の諮問について、委員会は現地調査を行うとともに、パブリック・コメントの結果や都島区を通じ地元の意見等を聴取し、真摯な審議を進めてきた。

こうした審議を踏まえ、委員会は次のとおり答申し、今回の禁止地区指定が、京橋地域のみならず大阪市における喫煙マナーの向上につながり、市民等の安心、安全及び快適な生活環境が確保されることを期待する。

また、今回の禁止地区指定は、地元の取り組みから禁止地区指定に至った初めてのケースであり、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりのモデルケースの一つとなることを期待する。

## 1 禁止地区の指定について

平成 24 年 12 月、大阪市長から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」の諮問を受け、平成 25 年 6 月に委員会は、「新たな禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、P R・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」また、禁止地区の区域（範囲）については、「禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。」との答申を行った。

都島区京橋地域では、平成 19 年に、地域住民を中心に地元商店街、交通事業者、警察や区役所などの行政機関が参加して「京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会（以下「協議会」という。）」を立ち上げ、環境の改善や美化などの取組みを進めている。路上喫煙対策についても平成 20 年に、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体に登録し、啓発活動など、精力的に路上喫煙の防止活動に取り組んできたが、路上喫煙や吸殻のポイ捨てなど、依然として目立った改善が見られないことから、今回、路上喫煙禁止地区の指定を目指すこととなった。

都島区京橋地域は、J R 西日本、京阪電気鉄道、市営地下鉄が乗り入れる大阪市の北東の玄関口であり、一日の乗降客が約 50 万人にのぼり、通勤・通学の乗降者はもとより、商業施設や飲食店などの利用者が数多く滞留・通行する場所である。

今回の禁止地区指定は、協議会が中心となって議論を進め、区政会議において審議されるなど、区の総意に基づいて行われ、前記の委員会答申にも合致しており、禁止地区の指定に異論はない。

## 2 禁止地区の区域（範囲）について

禁止地区の区域は、京橋駅前広場と京橋公園を含む、東はJR大阪環状線、西は東野田町二丁目交差点から京阪交番前へ至る道路、南はダイエー京橋店北側道路（片町東歩道橋含む）から片町2丁目児童公園に沿った北側道路、北は国道1号南側歩道に囲まれた区域であり、境界は明瞭となっている。また、禁止地区を示す看板や路面標示等を適切に設置することとしており、市民等による「禁止地区」の識別は容易であると考えられる。よって、禁止地区の明確性は確保され、禁止地区の区域（範囲）として適切である。

## 3 「喫煙所（喫煙設備）」について

条例の制定の趣旨は、路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐことであり、その目的は、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することである。

平成19年9月の答申において、「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」についての考え方について、条例の趣旨や、「禁止地区」設定の考え方との整合性に鑑みて、効果的な啓発機能、条例のPR機能を有することが望まれるとともに、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならないとした。また、設置場所の条件としては、法規制をクリアしたうえで、喫煙による他人への迷惑や危険をおよぼすおそれが高い場所を選定する必要があるとともに、ある程度の広さと、多くの人が認知しやすい場所、分かりやすい場所にあることが望まれるとした。

さらに、前回、平成25年6月の答申では、留意点として『新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ「喫煙所（喫煙設備）」を設けられたい。』と提言した。

条例においては禁止地区を指定し、喫煙を一定制限できることを認めてはいるものの、過度の規制になることのないよう、慎重に対応することが求められる。

今回、地元協議会は、禁止地区内に喫煙所は設けない意向であったが、委員会としては、禁止地区の区域が一定広範囲であることから、喫煙に対する過度の規制とならないように禁止地区内に喫煙所を設置すべきであり、そのことが「マナーを守った喫煙」を実現し、喫煙マナーの向上に繋がるとともに、禁止地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め、ひいては地域の環境改善に資すると考える。

よって、禁止地区内に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ「喫煙所（喫煙設備）」を設けられたい。

#### 大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

平成 26 年 6 月 24 日（火）	第 21 回 委員会（諮問）
7 月 30 日（水）	第 22 回 委員会
8 月 5 日（火）	現地調査
9 月 3 日（水）	第 23 回 委員会
10 月 1 日（水）	第 24 回 委員会